

令和4年12月定例会 常任委員会

商労文教委員会

- (1) [知事提出議案](#) : 可 決…15件
- (2) [議員提出議案](#) : 否 決…3件
- (3) [請 願](#) : 不 採 択…5件

(12月15日(木) 企業局)

宮本しづえ委員

今回の補正予算は工業用水道の電気料金の値上げによる補正とのことである。以前の定例会では、東北電力と個別契約をしているため電気料金の高騰に直接影響はないとの話だったが、今回提出された議案はどのように受け止めればよいか。

工業用水道課長

確かに6月定例会の時点では影響ないと答弁した。料金自体は長期契約を結んでおり変更はないものの、原油、天然ガス、石炭など発電のための燃料費によって自動的に調整される燃料費調整単価が6月までは0.2~0.3円と穏やかな上昇だったため影響はないと見込んでいたが、その後単価が上がり、今回補正予算を組まなければならない状況となった。具体的には、6月の燃料費調整単価は3.47円、10月は10.59円、12月は12.12円となっており、その影響が出てきたものである。

宮本しづえ委員

燃料費調整単価は契約の中に含まれないのか。

工業用水道課長

東北電力との契約の中には含まれているものの、各電力会社が決めるものではなく、燃料の輸入価格によって自動的に決まる。飛行機の燃油サーチャージのようなものであり、契約の中で動かせるものではない。

宮本しづえ委員

地方公務員法改正の関係で、企業局職員も同じように適用され定年延長になるとのことである。定年延長そのものは、今の大きな社会の流れの中で当然と受け止めている。延長後の給与は7割まで大きく減額になるが、業務内容はどのようになるのか。責任の取り方や仕事の範囲について、企業局としての考えがあれば聞く。

企業総務課長

委員指摘のとおり、企業局職員も地方公務員法において定年延長が認められたが、その根拠条例は総務委員会で審査されていると認識している。

定年後の業務については、総務部とも協議をする中で、通常の人事管理に則った形で運用されると聞いている。管理職は定年延長とともに管理職ではなく、原則主任主査になるとも聞いている。

企業局職員においても、基本的には県の条例に準じて運用していきたいと考えているが、どうしても高齢になるため、福利厚生など人事管理上については十分に考慮しながら運用が進められると認識している。

佐藤雅裕委員

配水及び給水費の補正について、かなりインパクトが大きい金額かと思う。顧客との契約で、どのように値上げや価格交渉を行うのか。今すぐできるのか。

工業用水道課長

まず今回の増額補正についてはこれまでの内部留保金で対応することとしており、料金に反映はしないと考えている。令和3～7年度までの5か年の総括原価から単価を決定しているが、今後このまま電気料金が上がる場合、その中で対応できるのか、現在国からも支援策が打ち出されていることから、今後の電気料金の動向や今年度の決算見込み、来年度の予算編成等を見極めて検討していきたい。

料金を改定するとなれば、まずユーザーに説明し理解を得た上で、議会の議決後に経済産業省に申請し了解を得た後に料金の変更となる。

佐藤雅裕委員

内部留保で対応とのことだが、企業2ページ下段の8億円を補填するとの意味か。要するに今年度は、約8億円の赤字になる見込みと理解してよいか。

企業総務課長

結論から述べると、今回の電力費の増額の結果、企業2ページの資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が増えたり、約8億円になったというものでない。具体的には、企業の経済性が求められる地方公営企業においては、年度の経営成績を正確に把握することが求められているため、営業に関わる活動を損益取引は企業1ページの収益的収支予算に、営業活動以外の資本の増減に関わる資本取引は企業2ページへと明確に分けて計上することになっている。企業1ページの収益的収支が、いわゆる経常的な企業活動において年度内に発生すると見込まれる全ての収益と、それに伴う費用を計上する予算になっているが、今回の動力費の増額補正は、この企業1ページの収益的支出に計上している。

佐藤雅裕委員

整理する。今回補正する原水及び浄水費の約1,500万円、配水及び給水費の約1億9,000万円は、内部留保から補填するとの説明だった。また、5年間の総括原価方式があり、簡単にはユーザーに対して値上げできるものではないと理解した。

電気料金は高止まりしていくと個人的に思っているが、2億円程度の補填が続いていく状況になったとすると、今の内部留保でどの程度カバーできるものなのか。

企業総務課長

企業局において今年度末の予定貸借対照表を作成しているが、資金ベースで31億円ほどである。しかし内部留保は、いわゆる収益的収支によって出た赤字を補填するよりは、あくまでも資本的収支で、建設改良費や企業債償還に使わなければならないものである。一方で、資本的収入は、国庫補助金でも100%の充当はなく、当然その収入は支出を下回ることになる。この補填のために使うものがメインである。

基本的に収益的収支予算は、赤字、黒字が出てくる予算であるが、その赤字分を毎年補填するものではなく、当該年度の損益収支が赤字になれば、利益剰余金がマイナスになるため、結果的に内部留保の額が下がることになる。今回の動力費の赤字分を補填するのではなく、動力費の増加に伴って増額せざるを得なくなった部分については、先ほど答弁したように資金的にはまだ余裕があるため、内部留保を活用することを理解願う。

佐藤雅裕委員

いずれにしてもユーザーとの交渉になれば産業に大きな影響を与えるため当然勘案する必要がある。一方で、企業局として健全な経営をしていくことも大事な視点である。剰余金が減っていけば資本的支出に回す額が必然的に減ることから、不透明な世界状況の中で先を見通しにくい部分はあるが、企業局内部でできる限りのコスト削減の努力やユーザーに理解してもらえる範囲での努力も、コミュニケーションを取りながらよろしく願う。

(12月15日(木) 商工労働部)

渡辺康平委員

商1ページ、福島空港国内線利用・運航促進事業が新型コロナウイルス感染症の影響でチャーター便が減ったことにより減額となっている。実際令和4年度に関しては3年度や2年度に比べ人の流れはあったと思うが、なぜここまでチャー

ター便が減ったのか。

また、レンタカーのキャンペーンも同時に下回っているが、これだけ多くの減額補正が出た理由を詳しく聞く。

空港交流課長

まず、この事業には小事業が幾つかある。単発のチャーター便に関しては、現時点で83便運航しており、昨年度よりも2倍以上増えている。しかし、この事業の中で想定していたA地点とB地点を連続で運航する連続チャーター便や期間運航する定期便が、セールスを仕掛けていたものなかなかうまくかみ合わず実現に至らなかったため、所要額を減額するものである。

また、福島空港新型感染症対策事業については、乗継キャンペーンとレンタカーのキャンペーンに分かれる。乗継利用に関しては、以前に比べて全体の人数が伸びていることは確かであるが、キャンペーンで想定していた所要の人数までには届かなかった。またレンタカーに関しても、広報不足もあるかもしれないが、なかなか想定していた事業の積算まで伸びなかったため、所要額を減額するものである。

渡辺康平委員

単発のチャーター便は増えたが連続チャーター便と期間運航便がうまくいかなかった。また、キャンペーンについても、広報不足とのことであった。今回の件を踏まえて今後どのように対応していくのか。

空港交流課長

実質来年度に向けてにはなるが、チャーター便に関しては各航空会社のセールスを随時行っており、また改めて連続チャーター便の運航も含めて、各航空会社への働きかけを継続して実施していきたい。

キャンペーンに関しても、特に就航先や乗継ぎ先で本県の認知度を向上していくことが何より重要と思うため、より効果的なプロモーションを県外事務所とも連携しながら力を入れて取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

今回の補正の大きな目玉の一つである、中小企業の省エネ設備の更新に対する支援事業について、約13億円計上されている。今回は物価高騰対策の一環として計上されたとのことだが、中小業者はコロナ禍と物価高騰で非常に厳しい状況に置かれている。今回は設備を更新する場合の補助であり、新たな設備投資をしなければ補助対象にはならないとの解釈でよいのか。また今の中小業者にそれをできる体力があると考えて、このような支援事業にしたのかである。今の中小業者の状況をどのように判断して本事業を組んだのか。補助自体は積極的に取り組むほうが結果として企業のエネルギー消費の削減につながり経費削減になるものの、導入しなければ補助対象にならないのは厳しいのではないと思うが、どうか。

経営金融課長

今回の物価高騰対策として中小企業等経営コスト削減支援事業を新たに事業化し、今回の補正予算に計上した。原油価格や物価高騰の影響を受けており中小企業者等は電気料等の高騰に苦しんでいる。導入費用の一部自己負担も必要になるが、LEDなど設備を更新する導入経費に対して補助される。また、それを導入してからの電気代等のランニングコストの削減効果もあり、結果的に中小企業者等の経営コスト削減につながると考え、今回の事業を立ち上げた。

宮本しづえ委員

今の趣旨そのものを否定するものではない。中小業者の経費を幾らでも削減できればそれに越したことはない。小規模な事業者に対しては4分の3の補助で、補助率が結構大きく大きな支援になると思う。しかし、今の時期を考えると、事業者が新たな設備投資をすることは体力的に非常に厳しいことも事実である。物価高騰対策で今回限りの補助にするのか。それとも、省エネ対策としてこれからも続けることになるのか。

経営金融課長

今回は物価高騰対策として、中小企業者への支援、経営コスト削減を中心とした対策にしている。結果的に省エネルギーにつながる部分であるが、今回は緊急的にこのような大規模な事業を補正予算で計上している。省エネルギーに注目した事業については生活環境部でも進めており、引き続き連携して対策を講じていきたい。

宮本しづえ委員

課長答弁のとおり、省エネ対策としても非常に重要な事業になると思う。本会議でも企業の省エネ対策にもっと支援すべきであると述べてきた経過もある。企業が設備投資に踏み出しにくい経済情勢からすると、より企業が取り組みやすい環境になった際に積極的な省エネ対策、温暖化対策として、このような事業を導入すべきだと思うため、ぜひ今回限りで終わりにせず、恒常的な支援事業として生かされるよう検討願う。

ふくしま産業復興企業立地支援事業が約32億円の減額となり、大きな企業も進出が遅れたとのことである。企業名は言えないと思うが、1つの企業で、一番大きい減額は幾らか。

企業立地課長

県北地方の企業1社で10億円の減額である。

宮本しづえ委員

10億円を見込んでいた県北地方の企業は、進出をやめたのではなく、延期になったとの受止めでよいか。

企業立地課長

減額する企業には指定を辞退する企業もあるが、今述べた企業は事業完了の時期が令和4年度から5年度に移行される企業である。

宮本しづえ委員

商2ページの電源立地促進費について、企業の電気代支援が電気代高騰によって増額することになり、それに伴う増額補正との説明だったが、この事業の積算はどのように行っているのか。企業に対する電気代の補助だが、定額制ではなく、その時々電気料金に応じて補助金額が決まる仕組みなのか。電気代の補助は地域に対しても同じような補助金があったと思うが、同じ仕組みと理解してよいか。

企業立地課長

まず、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の概要だが、原子力施設の立地地域とその周辺地域に立地する企業に対して、一定期間支払った電気料の実績に基づき補助を行い、電源地域の振興を図るものである。対象地域はいわき市、田村市の旧都路村、広野町、檜葉町等の11市町村であり、新たに増設等をした企業あるいは新たに立地した企業等に対して、電気料金の実績に基づき実際の支払い額の約半分を補助している。年2回に分けて支払っているが、今年度上期は66社分の補助額になっている。

佐藤雅裕委員

商10ページ、ふくしま商店街等応援事業の補正については、再度増額発行するとのことである。この事業は10月から始まっており3回募集している状況だと思う。当初計上した際はどの程度の商店が集まるかの分析まではできていなかったと思う。我々も当初、電子クーポンを使いにくい高齢者が多い地域の商店に参加してもらえるのか様々心配していた。現時点でその辺りの分析もある程度できていると思うが、電子クーポンにすることによって、なかなか波及効果が及ばないのではないかと当初の懸念に対して、どのように分析しているのか聞く。

商業まちづくり課長

ふくしま商店街等応援事業、買って応援キャンペーンの参加店舗は12月3日現在で、7,792店舗である。始まった当初から日々参加店舗が増加している状況であり、事業を進めていく中で店主の理解を得ながら増えているものと理解している。

高齢の店主からは、電子決済になじみがなかったが簡単に使えることが分かり、試しながら使っていきたいとの声も聞いている。徐々に電子決済への理解を深めてもらいながら事業を進めていると理解している。

佐藤雅裕委員

既に3か月経過している。その辺りの分析はできていないのか。

商業まちづくり課長

電子商品券の発行と合わせて、にぎわい回復促進事業として、各商店街等でイベントやスタンプラリーなど独自の取組を行いながら、売上げ増加と商店街等のにぎわい回復に資する取組を進めている。

電子商品券の取扱いに対する理解が進んでいることや商店街等の取組により、売上げ増につながっているとの声を多く聞いているため、そのような声を十分拾いながら、効果を見定めて事業を進めている。

佐藤雅裕委員

もちろん効果は出ていると思うが、当初指摘していたように、本当に過疎化が進んでいる地域に拠点を置いている事業者や利用者にまで効果が及んでいるのかを心配している。恐らく福島市内では効果が出ている。私の知人も使って便利だと言っており、それは非常によいことだと思うが、県が行う事業であるため、県内隅々までどのように差し伸べているのか、分析をしっかりとしなければいけない。電子決済にしたためデータ分析も簡単にできるはずである。

どのようにデータ分析をしながら進めているのか。

商業まちづくり課長

商品券利用の地域別傾向も当然取りながら進めている。県北地方26%、県中地方35%、会津地方6.7%、いわき地方22%となっている。

また参加店舗も広めていくため募集のPRを進めている。

商業まちづくり課長

これまでの買って応援キャンペーンの実施状況の分析について整理して説明する。

まず参加店舗の状況だが、県全体としては大まかな分析で約2割の店舗が参加している。地域別では県北、県中、相双、いわき方が2割を超えている一方、県南、会津、南会津方は2割を下回っている。

また、商品券購入の世代別の状況を見ると、40代、50代がそれぞれ26~27%と最も多くなっている。その次に60代が18%、30代が15%と続いている。さらに60代以上では23%の購入となっており、全世代を通じてほぼ満遍なく購入されている。

佐藤雅裕委員

やはりデータの分析は大切なことである。今は7方部での説明だったが、貴重なデータが得られているとの側面もある。そのデータを発展させれば、買物弱者に対してどのように支援していくのかの参考となるため、まず分析をしっかりとしてほしい。

2割との説明だったが、2割では非常に少ない。以前の予算を含めれば50億円を超える予算になっており、これがなるべく多くの県内事業者や利用者波及していくように、なぜ2割で止まっているのかを残りの3か月間でしっかりと分析してほしい。2割でよしとは絶対にしないしてほしい。なぜ参加しないのかには理由があるはずである。よろしく願う。

宮本しづえ委員

佐藤雅裕委員からは、今のやり方でしっかり対応してほしいとのことだが、私は今のやり方がこのままでよいのかとの教訓をしっかり引き出す必要があると思う。なぜ事業者の2割にとどまっているのか、利用者も70代以上になるとどうしても低くなっている。やはり一番の理由は電子商品券の方式でしか発行していないことに抵抗があることではないかと思う。せっかくプレミアムをつけて景気浮揚策として行っているため、購買力の向上につながる方法が電子商品券だけではないのか、見直しが必要だと思う。

福島市のエールクーポンは9月補正で追加になったが、紙の引換券を発行してそれを引き換えた者の割合は福島市の発表によると12月までで8割とのことだった。引換券を店で交換すると商品券が手に入るという比較的ハードルは低いものだが、紙でも8割なのかと驚いた。電子商品券はさらにハードルが高くなり、なかなか使いにくくなると思う。

今まで進めてきた結果を踏まえるのであれば単に継続するだけではなく、県民一人一人にとってメリットのある制度であるため、これがより幅広く使ってもらえるよう仕組みを見直して多面的な使い方ができるような方法を検討すべきだと思う。そうでなければ使えない者はずっと使えないままになりかねない。事業者も同じである。何のための、誰を支援す

るためのものなのか、そもそもの目的が達せられないままに事業が終わってしまう可能性が出てくると心配しているため、ぜひ見直しを含めて紙の商品券方式も検討してほしいが、どうか。

商業まちづくり課長

今後は高齢者の活用を促進したり、店舗も地域ごとの状況を見ながらより広く参加を募っていくことに注力していきたいと思うが、スマートフォンを持っていてもハードルが高い利用者に対しては、紙媒体で参加を促すことでより分かりやすくしたり、7,800店舗が参加しており店舗を通じたPRもあるため、客とのコミュニケーションの中で参加してもらえるように、様々なチャンネルを十分活用しながら、今の枠組みの中でまだ二の足を踏んでいる者にも活用してもらえるよう今後第4期に向けて、しっかり力を入れていきたい。

宮本しづえ委員

制度の周知を図るのは大いにしてほしいが、方式の見直しも選択肢の一つとして検討すべきと思うが、部長どうか。

商工労働部長

プレミアム付き商品券については、市町村も様々な取組をしている中で紙媒体で実施しているところや全て電子媒体の市町村もある。この事業は経済対策であるため、なるべく早く事業を成り立たせることと、事業者になるべく手間暇がかからずに売上金が入ることを優先的に考えた結果として、この方式となった。もちろん紙で実施する方法は参加者の敷居が低くなると十分理解しているが、紙の場合は、換金する手間があり事業者に売上金が入るまでに多少タイムラグがある。電子方式では半月に1回は入金されるため、スピード感等も含め検討した結果である。今回は経済対策としての実施であるため、そこを優先したが、今後別な事業で展開する際には、また一からしっかり考えていきたい。

宮本しづえ委員

あまりタイムラグがないやり方で効果を早く出したいとの気持ちは分かるが、結果として利用が少なければ、波及効果は極めて低いことになるため、今の状況のままではこの水準で終わってしまう気がする。5億2,000万円のうち事務費で1億2,000万円も計上している。これだけの事務費をかけて参加事業者が2割であることを考えると、景気対策、物価高騰対策だからこそ、より多くの参加者、県民に効果が届くような方法を検討することが行政としてあるべき方向だと思うため再度検討を要望する。

渡辺康平委員

商17ページ、国内観光推進費の3ワーケーションを活用した観光支援事業の減額理由を聞く。

観光交流課長

ワーケーションを活用した観光支援事業は、観光庁の補助事業を活用し、宿泊施設におけるワーケーションに対応した快適なワークスペースや通信環境整備のほか、客室のバリアフリー化改修などを行う事業者に対して、国分の補助金に県分を上乗せするものである。当初10施設以上を想定していたが、補助申請の見込みが想定を下回ったため減額するものである。

渡辺康平委員

何施設の申込みがあったのか。

観光交流課長

当初は14施設を見込んでいたが、全体で6件の申請であった。

渡辺康平委員

14施設の見込みで6件の申込みとのことで、大分少なかったと思う。理由は新型コロナウイルス感染症のみではないと思うが、どうか。

観光交流課長

観光庁の補助事業を活用しているが、要件に施設内のバリアフリー化やWi-Fi設備導入があり、例えば施設整備の機器の導入に当たり若干納期が間に合わないなど様々な事情があったため、施設数が減ったと分析している。

渡辺康平委員

内容は了解した。

追加提出された議案第68号の福島県観光需要創出支援事業で全国旅行支援が始まるとのことだが、泊数といつから始まるのか聞く。

観光交流課長

今回は約62万5,000人泊を想定している。国は発表のとおり1月10日から実施するとのことだが、県としては県内の感染状況に十分配慮しながら、関係機関と調整した上で実施時期を決定したいと考えている。62万5,000人泊の部分については、報道のとおり割引率が20%に減少され、割引上限額が日帰り旅行も含めて3,000円に、交通付き旅行商品であれば5,000円に変更される。特典クーポンについても、これまで3,000円だったものが平日2,000円、休日1,000円となる。これらの数値をこれまでの実績見合い分で割り戻すと62万5,000人泊になる。

渡辺康平委員

国が1月10日開始と発表しており、県がそれよりも遅くなると苦情も出るのではないかと思うため、開始時期は隣県と合わせるなど検討願う。

宮本しづえ委員

確かに国は1月10日開始と発表したが、本県の人口10万人当たりの新規感染者数は全国から見ても上位にある。おとといは過去最高になったことを考えると、非常に深刻な感染状況にある。それを踏まえた上で実施時期を考えなければ結果的に大きな感染の広がりをつくりかねない。県は最大で1万1,300人まで増加するとの予測を立てているが、そうなれば医療も命も健康も危機的な状況になると思う。ここを引き上げないためにどのように必要な対策を取るのかが優先して考えられるべきと思うため、全国に合わせるよりは今の感染状況を踏まえた上で適切な時期を判断することが責任ある対応ではないか。開始時期は都道府県で考えてよいことになったため、そのような変更も踏まえて判断すべきだと思うが、どうか。

観光交流局長

全国旅行支援は承知のとおり現在準備を進めており、できる限り国の示している1月10日に向けて準備をしている。観光産業は、当然ながら食事や買い物も様々な地域を回り買物をしてもらう裾野の広い産業である。コロナ禍で疲弊した中で、いわゆる感染防止対策と社会経済活動の両立との視点から見た際に、観光産業を振興することは基本的に必要なことである。また、この3年間の知見の中で、観光業の関係者が本当に努力し、旅館内での感染をしっかりと防ぐ対策もかなり進んでいる。当初は旅館でクラスターが起きるケースがあったが、最近ではほぼ起きていない。クラスターや感染者を出す一番困るのは旅館であり、気を使っている。

感染防止対策と社会経済活動を両立させながら、旅館がしっかりと感染対策をして、旅館に経済的支援が回るよう理解を得ながら努力し対策していきたいと思うため理解願う。

宮本しづえ委員

インボイス制度の導入に関して、当局の認識と影響について聞く。

インボイス制度の事業者登録が始まっているが、本当に大混乱が起きるのではないかと心配している。日本商工会議所も大混乱は避けられないだろうと、中小業者への影響調査を国が実施すべきとの意見を国に上げている。商工団体からも、このような意見が上がるほどの大問題であるが、本県の売上げ1,000万円以下の免税事業者はどの程度か。

また、インボイス制度の影響で廃業を検討している事業者が相当出ていると言われているが、この影響などについてどのような聞き取りや調査を行っているのか。

経営金融課長

インボイス制度は国において来年10月の導入に向けて進められているが、今定例会の本会議でも答弁したとおり、国が地域経済や中小企業等への影響等を十分配慮の上進めているものと認識している。免税業者数についてのデータは持ち合

わせてないが、現在国において小規模事業者の負担軽減に向けた激変緩和措置の導入について議論されているため、引き続き今後の国の動向を注視していきたい。

宮本しづえ委員

まだほとんど実態をつかんでいないとのことである。これは県としても様々な分野から聞き取りを行うべきだと思う。国は、漫画やアニメ、ゲーム産業をクールジャパン戦略で成長産業と位置づけているが、この成長産業の裾野は個人事業主や下請けで支えられていると言われている。この分野は年収300万円以下で働いている者が大部分だった。VOICITION（ボイクション）という声優の団体が調査をしたところ、声優の70%は300万円以下で、そのうち20~30代が年収100万円以下で働いているとの結果であった。この場合でもインボイス登録をしなければ仕事ができないため登録せざるを得ない。年収300万円のフリーランスの個人事業主の消費税負担は、財務省によると、半額が仕入れとして経費控除されるため所得は150万円となり、新たな消費税負担は13万6,000円になるとのことである。年収300万円で経費が150万円であれば所得は150万円しか残らない。そこからさらに13万6,000円の消費税負担になる。これが事業者にとってどれほど重い負担になるのかは誰が考えても明らかであるため、もう辞めざるを得ないとの声が多く出てきている。インボイス制度によって今までの免税業者が納めることになるであろう消費税額は約2,500億円と言われている。この2,500億円のために日本の文化芸術を支えてきた者を廃業に追い込むようなことをしてよいのか。

県内で言えば、1,000万円以下の農家や商業者も同様である。新たな税負担になれば続けられなくなる事業者が相当出てくることになる。これは本県の地域経済にとっても深刻な問題として受け止める必要があるため、県がしっかり事業者から聞き取りや調査を行い、国にも言うべきことはしっかり言うべきだと思う。恐らく県も知事会もまだ動きはないと思うが、どうか。

経営金融課長

インボイス制度の導入については先ほども答弁したが、地域経済や中小企業者等への影響等を十分配慮すると国が判断したと考えている。県としても引き続き県内の中小企業者等の状況や国の動向を注視していきたい。

宮本しづえ委員

もう1点、この物価高騰の中でどのように県民生活を守っていくのかとの点では、賃上げをしっかりとすることがとりわけ重要ではないかと思う。最低賃金の引上げを本会議でも求めたが、最低賃金法では、一度改定しても再改定はできることになっている。日本では、年1回改定すると翌年度までは変えない方法であるが、世界的に物価高騰がすさまじい勢いで進んでいるため、ドイツやフランスは3回最低賃金を改定した。日本も積極的に見直し、今の物価高騰の状況に合わせて最低賃金の引上げをしなければ、最低賃金を決めた意味がなくなってしまふ。福島県最低賃金審議会は、税や社会保険料の減免を国として実施してほしいとの要望を今回の改定に当たって出しており、全国でも10件出ている。また、直接中小企業に支援策を講じて最低賃金を上げてほしいとの要望も7件出た。つまり47都道府県のうち17県がこのような要望を国に出している状況にある。ぜひ本県としても、同審議会に見直しを再度行ってほしいと要請してもらいたが、どうか。

雇用労政課長

最低賃金については委員指摘のとおり、最低賃金審議会が答申をして改定されることになる。各都道府県の最低賃金については、国の中央最低賃金審議会で議論し目安が提示された上で、地方において審議され、改定される形になっている。国で物価高騰や地域経済の状況を見据えた上で、同審議会に諮問された上でのことと捉えているため、その状況を見守っていきたくて考えている。

宮本しづえ委員

中央最低賃金審議会に国は1回しか諮問していないが、今の日本の物価上昇が並ではないとの認識をしっかりと持った対応が必要ではないか。10月の消費者物価指数が3.6%引上げになった。これは40年ぶりの高い数値だと言われている。40年間起きなかったことが目の前で起きているため、地方から何が必要か声を上げて国を動かす取組が必要ではないか。そうしなければ県民の暮らしを守れない。雇用労政課としてはどのように労働者の賃上げをしていくのかが一番大きな課題

だと私は思う。福島県最低賃金審議会に今の状況を踏まえて要請を行うべきだと思うが、どうか。

雇用労政課長

委員指摘の点について、一方で企業においては最低賃金がかかなり上がっているため上げは非常に苦しい部分がある。そうしたこともあり、国では最低賃金を引き上げる場合の中小企業等に対する生産性向上に向けた取組を支援する業務改善取組助成金の条件を緩和するなどの対応も行っている。まずは改定した最低賃金まで引き上げることが各企業において行われ、その上でのことだと認識している。

宮本しづえ委員

それだけではとても足りないため見直しを求めているという要請である。課長答弁のとおり、中小企業が何の支援策もないままに最低賃金だけを上げるように言われれば厳しい。当然、中小企業対策は同時に一体で行わなければいけない。だからこそ多くの地方最低賃金審議会が税や社会保険料を中小企業に対して免除してほしい、何らかの支援策を講じてほしいと声を上げている。それらを一体で進められるように国に意見を上げてほしい。要望とする。

今井久敏委員

ゼロゼロ融資について、本県利用者の実態と、その対応をどのようにする予定なのか聞く。

経営金融課長

ゼロゼロ融資の県内状況であるが、10月末時点で約2万1,000件、金額は約2,900億円の残高がある。その中で約6割の事業者が既に元金の返済を開始している。今後の返済のピークは、来年6月以降と見込まれている。ゼロゼロ融資の始期が令和2年5月で、3年間は県と国が利子補給をしているため、まずは利子補給の3年間は終了となる5年6月以降に返済時期が来ることになる。また、ゼロゼロ融資は据置期間が5年間となっているため、5年が経過する7年6月以降にまた返済時期が来るのではないかと考えている。

それ以外にも、既に元金の返済を開始している約6割の事業者について、例えば経済環境の悪化等によって返済困難となる場合も想定されるため、県としては金融機関に対して事業者の借入れ条件変更など柔軟に対応するよう依頼し引き続き対応を求めていく。また、本県の制度資金においては、ゼロゼロ融資からほかの制度資金への借換えも認めているため、既存の県の伴走支援型特別資金をはじめとした県制度資金にてゼロゼロ融資の返済が困難となった事業者の受皿としての役割を果たしていく。実際のゼロゼロ融資から借り換えている割合は10月末時点で0.85%であり、まだそこまで借換えが進んでいない。

このような状況を踏まえて、さらに困難な経営課題を抱える事業者に対しては、オールふくしま経営支援事業等によって支援を行っており、さらに事業者個別の実情に寄り添いながら、引き続き中小企業者の支援に取り組んでいきたいと考えている。

今井久敏委員

まだ条件変更までは至っていない認識とのことである。いずれ国も借換えに関して柔軟な対応をしようとしている。約2万1,000件で約2,900億円と結構な金額が借りられているため、借換えのPRが一番大事だと思う。借りている業者に情報が適切に伝わるように、金融機関や関係団体等に依頼すべきだと思う。

ちなみに国が行おうとしている取組は、どのようなものか。

経営金融課長

先日成立した国の総合経済対策予算の中で、実質無利子無担保融資の返済が本格化することに加え、その借換えの受皿として国の既存の伴走支援型特別保証制度を拡充することが示された。国の制度拡充の内容はまだ詳しい要綱等が示されおらず、現在国の説明会が実施されている状況である。内容として、今は売上げが要件になっているが、さらに利益率の減少を要件に追加したり、6,000万円が上限となっている限度額を1億円に引き上げる方向で拡充を図ると聞いている。

いずれにしても制度拡充の内容が確定次第、県としても迅速に対応できるように国の動きを注視していくとともに、既存の伴走支援型特別資金等によって、引き続き事業者の支援に努めたいと考えている。

今井久敏委員

ぜひ強くアピールしてほしいと思う。様々な経営者と付き合っているが、従業員を500人雇うと毎月の給料だけで約1億6,000万円生み出さなければいけないなど、生々しい現場の実態を県はよく心得て、強いメッセージにより借りている会社関係者に伝えるよう願う。要望とする。

渡辺康平委員

3年ぶりにうつくしま・ちゅらしま交流が実施され、県からも観光交流局長や観光交流課長が参加したと思うが、どのような課題が見つかったのか。

空港交流課長

沖縄県とのうつくしま・ちゅらしま交流推進連絡会を、11月25日に那覇市内で3年ぶりに開催した。沖縄県からも文化観光部長をはじめ官民の関係団体が出席し、様々な意見交換をしてきた。課題としては、以前からもその傾向はあったが、本県からの利用が多く沖縄県からの利用が少ないことである。定期路線の場合には双方向でそれぞれの観光やビジネス需要を掘り起こしていかなければならない。沖縄県からの誘客を進めていくために様々な交流チャンネルを使い、ビジネス利用が促進される形で改めて取組を進めていくことを確認した。

渡辺康平委員

沖縄県から本県に来る者が少ないとの課題が出たと思う。

沖縄県と交流を深めている団体がある。例えば、(公社)須賀川青年会議所では毎年サポート補助金を使い、夏と冬に沖縄県や神奈川県座間市の子供たちを呼んで、キャンプやスキーをして交流している。伊丹空港を利用し空港交流活用としてサポート補助金を使っているが、この補助金はスタートアップの時限的なもので継続的に使えない。商工会議所やロータリークラブ、ライオンズクラブなど様々な団体が、空港を活用して沖縄県の団体と交流をすれば使える補助金を新たに創設すべきと思うが、どうか。

空港交流課長

沖縄県とのつながりを深めていくためにも、様々な分野で交流を広めていくべきと思う。関係する部局が様々なことで、空港交流課でどこまでできるかとの話にもなる。しかし、いずれにしても沖縄県との定期路線再開は悲願であるため、実際にどこまで何ができるかを引き続き検討していきたいと思う。

渡辺康平委員

課長から空港交流課ができることがどこまであるかとの話があったが、高宮議員の一般質問でもあったように、空港政策は様々な部局にまたがっており、企業立地課も関わっている。防災空港であれば土木部や危機管理部の関わりも考えられる。部局が重なっている中で、どこの部局が答弁するのかとなった場合に空港交流課では無理なこともある。今後、果たして空港政策を空港交流課単体で考えていくべきなのか、どのように横串を刺していくのかについて、どのように考えているのか。

観光交流局長

福島空港におけるこの課題は以前からある。そのために観光交流局内に土木部の空港施設管理室があり、いつでも議論ができるようになっている。しかしながら、今回の高宮議員の様々なハード面、ソフト面からの幅広い質問になると、なかなか答弁が難しかったと思う。これについては局長をはじめ土木部長などしっかりと立場のある職員が議論をしながら進めていかなければいけないと反省している。

福島空港についての利用面や施設維持管理については、主たる部門は観光交流局であるため、我々がしっかりと関係部局と連携できるように調整を進めたいと思っている。

渡辺康平委員

局長の答弁に感謝する。今後とも空港政策については議論していきたい。

今年2月の常任委員会で佐藤雅裕委員から、地域経済循環について質問があった。そのときは、経済循環についての具

体的な数値を共有して進めていくことが究極の姿であり、どれだけ具体的に計画を立てていくのかとの質問だった。当時の商工総務課長からは、具体的な指標は指摘のとおり非常に重要だと考えており、地域経済循環等についてもある程度評価することが必要だと思うが、この場で具体的な数値の答弁は難しく、指摘については、今後計画を作成し実施していく段階で数値を組み入れていきたいと考えているとの答弁であった。

12月になったが、この点についてどうか。

商工総務課長

県の商工業振興基本計画の中にも盛り込まれており、いわゆる生産、分配、支出の地域における資金の流れを把握して、地域の産業構造を分析するための手法として取り入れている。一方で、地域経済循環については地域経済分析システム（RE S A S）を使って分析することとしているが、直近のデータが2018年となっている。産業プランにおいても震災前と震災後の対比として、現状分析のために使ってはいるが、なかなか指標に用いるには難しいところもあるため、引き続き審議会等での意見も聞きながら活用の検討をしていきたい。

渡辺康平委員

私も手元に商工業振興基本計画があり、11、12ページにRE S A Sのデータを使っているが2015年までのデータしかない。データが古いのは承知しており、本県独自で最新のデータをつくっていくべきではないかと思う。企画調整部統計課に、地域経済循環や県民経済計算を基に事業を実施している部局があるのかと聞くと、ないとのことだった。現状の数値を基にして、例えば県民所得を何年後に何%の向上を目指したり、県民総生産をこれだけ引き上げるなどの目的事業をつくることにより、それが全て企業の売上げや県民の所得につながり県の税収になる。

まず最新のデータを企画調整部と連携して県独自につくる必要があると思うが、どうか。

商工総務課長

委員指摘のとおり、企画調整部においても統計資料としてデータを収集しているが、今回の地域経済循環をつくっているRE S A Sの手法については、それぞれの構成する要素に多数の統計データが関わっており、この内容を同じようにつくことは、専門的な知見や技術が必要で県レベルでは難しいのが実情である。一方で、統計資料については県も収集しており、進行管理の中で目標値として設定している。委員指摘の方法が可能かという点については、今後研究していきたい。

渡辺康平委員

県独自には難しいとのことだが、実際に私は市議会でも議論しており、(株) 価値総合研究所は、依頼すれば可能と言っている。実際に難しくできないではなく、知事も進取果敢という言葉を使っているため、最新のデータで県独自の地域経済循環図をつくり、それを基に地域経済循環率をいかに引き上げるか、県民の所得と支出、生産付加価値が載っているため、これを引き上げることこそが県の経済の引上げであると思っている。ぜひよろしく願う。要望である。

今井久敏委員

沖縄県の話に戻るが、沖縄路線復活は本当に悲願であるものの、これだけ長く就航していないと諦めが出てくる思いもある。只見線の上下分離方式ではないが、最終的には搭乗率保証がどうしても見えてくる。私も様々視察している中で、搭乗率保証をした路線でも搭乗率をキープして保証を払ったところがない場所もある。ぜひ検討課題の中に入れるべきではないかと思うが、局長どうか。

観光交流局長

委員指摘のとおり、石川県では搭乗率保証をしており、1つの選択肢ではあると考えている。一方で搭乗率保証があることによって、航空会社は本当に一緒に努力をしてくれるのかなど、航空会社のやる気も考えなければならない。

以前、上海やソウルに飛行機が運航していたときは様々な団体に利用してもらったが、県内の団体や地域で団体を組んだ際に、例えば1回当たり何十人集まると10万円の研修助成金との形で補助をした。搭乗率が届かなかった際の保証料を準備するよりも、そのような補助金の使い方をするほうが利用を促すことができるのではないかと思う。

様々な方法があるためしっかりと議論しながら、悲願がずっと悲願ではなく実現できるよう、我々も本気で動いている。

コロナ禍で様々な路線の飛行機が止まってしまい、航空業界では再編が進んでいる。赤字路線を見直してもっとよい路線に飛ばしたり、機材を売ってしまったため機材振りをどうするかなど、まさに航空会社は様々な動きをしているため、私はチャンスだと思っている。一生懸命取り組んでいる最中であるため、いろいろ検討していきたい。

(12月16日(金) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

補正予算の中で、委員報酬が47万6,000円減額になっている理由を聞く。

次長兼審査調整課長

予定されていた全国会議やブロックの総会などが新型コロナウイルス感染症の影響により中止やウェブ開催となったため、旅費が不用となり減額するものである。

宮本しづえ委員

局長説明の中で、労働相談件数が133%増えているとのことである。前定例会でも聞いたが、どの業種、どの分野で労働相談が増えているのか、特徴的なことがあれば聞く。

次長兼審査調整課長

労働相談について前回の委員会で説明した際は、4～8月で243件、122%の増であったため、再び増加傾向に転じている状況である。

特徴であるが、まず相談内容については、賃金未払いに関する相談が78件と最も多く、それに次いで退職に関する相談が67件、パワハラや嫌がらせ等の人間関係に関する相談が66件となっている。これまではパワハラ等の人間関係に対する相談が一番多い割合を占めていたが、今回は賃金未払いや退職に関する相談が多く、現在の経済状況等の影響もあるのではと推察している。しかし、全体的には昨年同様の傾向となっている。今後の推移をしっかりと見守りたい。

業種については特段細かく分類していないが、やはり介護関係の相談が多く、退職の際になかなか退職させてもらえず、スムーズに手続きをするにはどのようにすればよいかなどの相談があった。

宮本しづえ委員

経済状況が悪化する中で、相談内容も変化してきていると感じた。賃金未払いの問題が70件以上あり深刻である気がする。賃金未払いについては、様々な解決手段があるため、しっかり個別相談で伝え解決につなげていく取組が非常に重要と思うが、適切な指導、援助はどのようになされているのか。

次長兼審査調整課長

賃金未払いは労働基準法違反であるため、所管は労働基準監督署である。話の内容を聞き各方部の労働基準監督署を案内している。その際に、賃金未払いの場合は、給与明細書や、なければ自分で作成した記録を持って相談するとスムーズに話ができる旨をアドバイスすることで、解決機関において相談が円滑にできるよう配慮しながら相談対応を行っている。

(12月16日(金) 教育庁)

宮本しづえ委員

補正予算(第7号)の中で、スクール・サポート・スタッフの予算が各校種で減額されている。財務課長の説明では、年間所要額による減額とのことだが、主な理由を聞く。

義務教育課長

まず、公立小中学校に関わるスクール・サポート・スタッフの配置について、大規模小学校の通常分として90校に配置しており、配置計画どおり全ての学校へ配置が済んでいる。また、コロナ対応分として今年度は全508校に配置予定だったが、現在471校に配置が済み37校に配置できていない状況である。それに伴い8月末までに配置できなかったスクール・サポート・スタッフの報酬及び旅費等が減額になっている。

高校教育課長

県立高校のスクール・サポート・スタッフは、配置予定の80校に対し、78校に配置している。それに伴い4～10月までの期間における未配置分の報酬、共済費及び旅費を減額するものである。

特別支援教育課長

県立特別支援学校のスクール・サポート・スタッフについては、24校中23校に配置している。そのうち、勤務日数の減や応募がなく雇用できなかった期間があったため、報酬、共済費及び旅費が減額となっている。配置していない1校は病院内にある須賀川支援学校医大校で、感染症対策により施設への出入り制限を受けていることなどから人員を配置していない。

宮本しづえ委員

主に義務教育の部分が大きいですが、たしか去年も同じような質疑をしており、国から本県への配分が減ってしまったためとの説明だったと思う。今回37校に配置できない理由は、国との関係なのか、それとも本県の理由なのか。

義務教育課長

37校に配置ができていない理由であるが、双葉地区を中心とした相双地区、只見町や檜枝岐村などの南会津地区にある学校に未配置であり、人材不足が原因だと認識している。双葉地区へは、復興加配などにより手厚く加配をしているため、職員が協力し合ってコロナ対応等に当たっている。

しかしながら、1名配置できるのにもかかわらず配置できていない状況であるため、これからもしっかりと人材確保に努めながら未配置の学校に配置できるよう努めていきたい。

宮本しづえ委員

地域的な偏りによる人材不足とのことで、しっかり対策を取る必要があると思うが、人が集まらない理由の一つとして、処遇があまりよくないとの問題があると思っている。時給は949円に設定されていると聞いており、最低賃金は上回っているが、それにしても低い。教育現場で働くことに誇りを持ってもらえる処遇をしっかりと手当てしていくことが人材確保の上でも非常に重要だと思う。

今回の減額分は本県の事情によるとのことであれば、なおのこと処遇改善を進めてもらいたいですが、949円という時給は本県が独自に設定したのか。それとも国の基準で設定されているのか。

義務教育課長

これは県が定めた時給である。昨年度も宮本委員から、スクール・サポート・スタッフの時給を上げなければならないのではとの話があった。昨年度の時給は839円で、やはり処遇改善は大事なことであるため、決められた予算内で最大限増額し、今年度は949円と処遇改善を図ったところである。今後も引き続き処遇については考えていきたい。

宮本しづえ委員

今回の補正に、子供の置き去りを防止する事業が盛り込まれた。具体的にどのような事業が補助対象になるのか。

財務課長

子供の送迎用バスに対して置き去り防止のセンサー等を設置するため、県立特別支援学校のバス39台分を改修する経費を計上した。また、市町村の幼稚園及び小中学校に対する補助として、先ほど説明した送迎用バスの改修経費に加え、登園管理システムやICTを利用した見守りに係る経費などを計上した。

宮本しづえ委員

定年延長に伴う条例案が提出されている。60歳を過ぎて継続して勤務する際に、短時間勤務をどのように定めていくのかについては、本人の申出が基本になるのか、学校側の必要数に応じて受入れ人数を決めることになるのか、どちらが主になるのか。

職員課長

今回の定年延長に伴い、定年前再任用短時間勤務制度が導入される。制度が大きく変わるため、今年度中を目途に該当

職員に制度の概要を伝えるとともに、60歳以降の働き方について本人の意向を確認することになっている。その中で本人から短時間勤務を選択したいとの希望があれば対応していくことになる。

宮本しづえ委員

本人が希望した場合は、原則フルタイム勤務で働けると理解してよいか。

職員課長

指摘のとおり、本人が希望すればフルタイム勤務で延長される。

宮本しづえ委員

会計年度任用職員と定年延長で短時間勤務を希望する職員の処遇については、基本的にどこがどのように違うと理解すればよいか。

職員課長

定年前再任用短時間勤務職員は、一旦、正規職員を退職し改めて再任用職員として採用されることとなる。処遇等については、現在行われている再任用制度と基本的に同じである。一方、会計年度任用職員は、正規職員ではなく臨時的に任用を行うための制度であり、全く違う制度である。

宮本しづえ委員

もう1点確認したいが、定年延長の際の退職金の扱いはどのようになるのか、フルタイムで働いた場合の扱いと短時間勤務を希望した場合の退職金の扱いは異なるのか聞く。

福利課長

退職手当については、再任用職員に対しては支給されない扱いになっており、引き続きフルタイムで継続して定年を迎えたときに初めて退職手当が支給される。再任用職員の場合は一度退職してから再任用となるため、退職時に退職手当を支払うことになる。

宮本しづえ委員

今回の定年延長に伴い、フルタイムで5年間働いた場合は、基本的に月給は7割に減額となるが60歳で受け取るであろう退職金の額を基本的に保障すると理解してよいか。

また、定年延長で短時間勤務を希望した場合の退職金の扱いはどのようになるのか。

福利課長

まず1点目だが、7割水準の給与で退職時の退職手当と改正前の60歳定年の退職手当を比較して高いほうを支給する原則がある。

また、2点目についても基本的には退職せずに引き続き常勤職員として継続するのであれば、退職したときに初めて退職手当が支給される考え方である。

宮本しづえ委員

短時間勤務の場合も、どちらか金額が高いほうを選択できるとの解釈でよいか。

福利課長

例えば、63歳で退職する職員の場合、退職時の7割水準の給料月額で計算したときの退職手当と、改正前の60歳定年時の金額等を比較し、高いほうを支給するのが基本的な考え方である。

三村博隆委員

教11ページ、施設等整備費の産業教育・理科教育設備整備事業で、請差により約1億3,700万円と大きな減額である。これは複数の高校の設備購入費用の請差が集まったものと思うが、実際何校程度で、その中に何か大きなものがあれば聞く。

施設財産室長

当該事業はデジタル化に対応した産業教育装置を整備する事業であり、国の補助金を活用し昨年度から今年度までで約

17億円の予算規模で整備を進めてきた。今回の補正約1億3,700万円の減額の内訳としては、入札請差が21件で3,900万円、入札不調等が4件で6,600万円、2か年かけて整備を進めてきたため前年度中に納品となり前年度予算で対応したものが1件で3,200万円との内訳になっている。

三村博隆委員

21件の請差に加えて入札不調があるとのことである。納入困難は予測ができない案件だったのか。内容についても聞く。

施設財産室長

入札不調で年度内納入困難となった案件は、空調設備やターニングセンタ等の機械設備に係るものである。

三村博隆委員

承知した。事業に支障のないように進めてほしい。よろしく願う。

渡辺康平委員

子供の登園送迎等における安全対策の強化を図る経費として今回増額補正が出ているが、今回の予算で市町村の幼稚園、小中学校の送迎バスにどの程度の割合で安全対策装置等が設置されるのか、分かれば聞く。

健康教育課長

設置義務のある公立幼稚園については35園に59台を、また小中学校については設置義務はないが179校に343台を設置しようとするものである。

渡辺康平委員

県内全ての幼稚園、小中学校の送迎バスに設置されるとの理解でよいか。

健康教育課長

予備調査で得た数であるため、設置義務のある公立幼稚園と設置を希望する小中学校に設置すると解釈している。

渡辺康平委員

静岡県の幼稚園での園児置き去り事件によって、今回当該予算がついたと思う。確かに幼稚園や小学校が対象となるのは理解できるが、中学生は自分で判断できるレベルであり、まずは自分の身は自分で守るとの教育が最低限必要だと思う。

宮本しづえ委員

教11ページの農業高等学校実習費が、餌代の高騰に伴い1,500万円の増額補正となった。県立農業高校が扱っている分だけでこれだけの増額になり、相当深刻な状況を反映していると感じる。何頭分の餌代になるのか、分かれば聞く。

財務課長

具体的な頭数までは把握していないが、現在畜産関係の飼料は主に輸入飼料である。以前は牧草地などで栽培していた経過もあったようだが、現状からすると、おおよそ購入した飼料で対応している状況である。

宮本しづえ委員

当初予算額を聞く。

財務課長

確認のため、後ほど答弁したい。

宮本しづえ委員

9月定例会でも南会津高校と田島高校の統合問題を聞いた。今定例会の本会議でも、通学バスの運行については協議中とのことだった。もう既に3か月近く経過しており、一応バスを運行する方向で協議しているとのことだが、バスのルートや費用負担など肝腎なところがまだ決まっていない。今もって決まっていなければ子供たちは高校を選びようがない。どこまで決まっており、これから決めなければならない項目は何か、詳しく聞く。

県立高校改革室長

南会津町西部地区から統合校への通学手段については、スクールバスを運行することとしている。その運行経路や利用者の自己負担額については、南会津町と協議を進め、おおむね共通認識を持つことができたと考えている。

宮本しづえ委員

南会津町と県教育委員会がおおむね合意をしたと言っても、利用するのは高校生であり、負担をするのは保護者である。もし合意ができたのであれば、生徒や保護者に早く知らせなければ、選びようがないと前から指摘している。合意内容は議会に知らせてほしい。

県立高校改革室長

バスの運行経路は、現在南会津町西部地区の只見町寄りの場所にある泉田地区から、ちょうど真ん中に位置する山口地区を経由して統合校まで運行する経路になっている。あわせて、西部地区の南側、檜枝岐村寄りに位置する大桃地区から中間点となる山口地区まで運行して、本線と乗り合わせて統合校まで通学できるような形での運行も計画している。また、利用者の自己負担額については、現在運行している荒海中学校前から南会津高校までのスクールバスの1か月の定期代約1万5,000円を参考にして、南会津町と協議中である。

宮本しづえ委員

運行経路については、この2つの経路で本校までとのことだが、これで必要な地域をカバーできるのか。そして、この経路で十分に学校が始業時間にたどり着けるのか。特に冬場の安全も含めて、授業に間に合わなければ全く意味がない。その辺りの確認がどこまでできているのか。また、この内容を地域住民に知らせて理解を得られるのか、それとも無理との話になるのかは、これからの問題である。南会津町と全て合意できればよいとの話にはならず、利用者がどのように判断するかがなければ決めることはできないと思う。

利用料についても1万5,000円を基準にして考えたいとのことだが、これも既に南会津町と合意したことなのか。県と南会津町の負担割合は全体の年間運営費で見ると、どうなるのか。

県立高校改革室長

まず、生徒や保護者への説明については、経路や運行ダイヤを県と南会津町双方で確認した上で、今年8月の段階で情報提供し、おおむね理解を得たところである。

また、2点目のバス運行に係る県と南会津町との運行経費の負担割合については、現在調整中である。最終的には当初予算として議会に諮り、承認を得た上で正式に進めたい。

宮本しづえ委員

8月に運行路線に加え金額も提示したのか。説明会で情報提供したとのことだが、依然として我が会派に、住民からこのまま実施されては困るとの要望が届いている。今定例会にも同様の請願が提出されており、仮に県教育委員会と南会津町が合意したとしても住民は納得していないため、情報提供すればよいとの話にはならない。利用する子供たち、保護者、住民を無視して県教育委員会と南会津町で話し合えば決めてよいことには決してならないと思うし、住民不在だと言われても仕方がない。まだまだ住民の納得が得られない現状ならば、もっと時間をかけて十分な議論を尽くし、説明会で意見を聞いた上で、本当にそれが適切なかを判断すべきである。提出された請願は統合を凍結して話し合いを進めてほしいとの内容であり、統合そのものがどうなのかとの話にもならざるを得ない。これを議会としても重く受け止め、引き続き話し合いを継続すべきだと思う。この内容で住民がまだ納得しておらず、議会にも請願が出ていることを踏まえて、県教育委員会として住民との話し合いをどのように進める考えなのか。

県立高校改革室長

スクールバスの運行をはじめ、寮の運営内容、統合校の特色ある学び等については統合校の直接の当事者である生徒やその保護者へ説明に行き、理解を得られるよう努めていく考えである。

宮本しづえ委員

いつ説明に行こうとしているのか。

県立高校改革室長

特にスクールバスの運行や寮の運営等については、改めて年明け間もなく説明に行きたいと考えており、現在調整して

いる。

宮本しづえ委員

説明を聞いた上で住民がどのように受け止めるかはこれからになるため、統合を急いだり、説明を1回のみで終わりにするようなことは決して行わずに、しっかり話し合いを継続してほしい。そして、十分な合意が図られないまま統合を強行すべきではないと改めて述べておく。

田島高校の敷地を取得するため債務負担行為の議案が提出されたが、なぜ用地を広げる必要があるのか。

施設財産室長

教26ページの債務負担行為の設定については、南会津地区特別支援学校の整備に係るもので、敷地内にある南会津町が所有する赤道を取得するための土地測量費用の増額補正である。

渡辺康平委員

教育長から冒頭に謝罪があった元中学校講師の男子生徒に対する件である。報道によると被害生徒は42人おり、被害範囲が大変広い事件になっている。これについて、県として被害実態把握がどの程度進んでいるのか。

職員課長

今年9月に県内全ての公立学校の児童生徒を対象に、性暴力に関するアンケート調査を実施しており、被害状況を把握しているところである。

渡辺康平委員

トラウマになる事象が発生しており、人数も多いため非常に時間がかかると思うが、どのように生徒の心をケアしていくのか。

義務教育課長

現在、当該校の生徒は普段と変わりなく登校して、変わった様子はないと聞いているが、今後必要があればスクールカウンセラーの派遣など適切に対応していきたい。

渡辺康平委員

現状で特に変わりがなければよいが、今後成長に伴って事件の実態等を思い出し心に傷がついたりすると思うため、長期的にしっかり見守ってほしい。また、このような事件を二度と起こしてはいけないと思っている。難しいかもしれないが、どのように再発防止をしていくのか。

職員課長

不祥事の再発防止については、これまで繰り返し各種不祥事防止に向けた取組により服務規律を徹底してきたが、今後も徹底して行っていく。さらに、今年度6月に全ての教職員を対象に、国が作成した性暴力防止の動画の視聴研修を行っている。また、先ほど説明した児童生徒を対象とした性暴力アンケート調査を来年度以降も継続して実施するなど、引き続き再発防止にしっかりと対応していきたい。

渡辺康平委員

今後、委員会冒頭に教育長が謝罪することはあってはならないと思うため、県教育委員会として襟を正し、教職員の事件等の再発防止を徹底して行ってほしい。

文部科学省が給食に関する方針を変えた。従来は新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針として、飲食はなるべく小人数で黙食を基本とし、会話する際にはマスクの着用を徹底することとしていたが、この方針が削除され黙食を求めず給食中も会話してよいとの話が出た。これについて、県としてどのように対応していくのか。

健康教育課長

これまで給食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応を各市町村教育委員会及び各学校へ求めてきた。今般の文部科学省の通知を受けて実際に検討した内容であるが、座席配置の工夫や適切な換気を行うなどの措置を講じた上で、給食の時間において児童生徒等の間で会話を行うことも可能であるこ

とを通知したところである。県教育委員会としては、子供たちにとって楽しい時間である給食が有意義な時間となるよう、感染状況を踏まえて各市町村や各学校において適切に対応していると考えている。

渡辺康平委員

コロナ禍で子供たちはほぼ黙食であったため、コミュニケーションが非常に重要である。市町村によって恐らく判断が分かれ混乱も起きると思うため、実態を把握してほしい。

特に千葉県は知事が先頭に立ってコミュニケーションを重視した給食の仕方を考えている。他県の事例等を調査しているか。

健康教育課長

委員指摘のとおりである。市町村ごとに温度差があってはいけないため、市町村の教育長協議会の会長と連携して足並みを揃えていきたい。

他県の事例については、給食はコミュニケーションをとる大切な場であると認識していることから、その視点に立って様々な事例を各市町村の教育長と共有し、この課題について解決していきたいと考えている。

今井久敏委員

教員不足の実態について聞く。教職から離れている者や免許を持っているが経験のない者はどの程度いるのか。

教育長説明に、説明会を実施して教員を確保するとあるが、どの程度の目標を持っているのか聞く。

義務教育課長

まず教員不足の実態であるが、加配の講師や病休補充、産休補充の講師が不足している状況が4月から続いている。これは学校にとってあってはならない状況と重く受け止めている。

現在、教員免許更新制の廃止に伴い、今まで休眠状態であった免許が復活する者がかなりいる。義務教育課にも、自分の免許は復活するのか、この免許を使つての講師登録はどうすればよいのかとの問合せが50件程度届いており、大きな数だと思っている。来年1月には学校や教員の仕事内容、給与、福利厚生、実際に講師をする場合の登録方法などを相談できる説明会を7か所の教育事務所で開催する。あわせて、幾つかブースを設置し、自分が一番聞きたいブースに自ら行って相談ができるような会場を設定する予定である。

教員不足は本当に大きな課題であるため、あらゆる機会を捉えながら1人でも多くの人材を発掘していきたいと思っている。

今井久敏委員

しっかり進めてほしいが、現在どの程度不足しているのか。

義務教育課長

5月1日現在で小学校94名、中学校40名、合計134名の代替講師及び加配講師が不足している。

宮本しづえ委員

確かこの不足数は東北で一番多かったと思う。私はさきの定例会でも、大まかな不足数は分かるため代替者の確保方法を考えたかどうかと話をした。また、産前・産後休暇や病気休暇の代替職員が出てくるのは当然であるため、その分を確保しておいてもよいと文部科学省が少し柔軟な対応を認める方向であると聞き、これはよいことであると思っている。本県では、代替職員を確保する際の身分はどのようになるのか。

義務教育課長

国の方針を受けて実際に調べたところ、来年度5～7月の産休取得予定者が20名程度いることが分かっている。その20名については、しっかり4月当初から常勤講師として配置できるよう教育事務所と連携しながら確保に努めている。

宮本しづえ委員

代替職員分も見込んで正規職員を多く採用するところまでは、標準法の関係で国は認めていないのか。

義務教育課長

あくまでも産休補充者であるため代替講師を配置することになる。そのため正規教員は配置できず、常勤講師を配置することになる。

宮本しづえ委員

今年5月1日段階で134名と、大変大きな不足がある。産休予定者分は4月1日から補充されるとのことだが、来年も担当が配置できないようなクラスが出る可能性があると思うが、この人数でよいのか。産休だけでこの人数であるが、病休分はどうか。

義務教育課長

産休取得教員の取扱いについては、4月当初から配置してよいと国から通知があったが、病休取得教員への代替講師の配置は取扱いが異なる。来年度も講師不足に備え、先ほど説明したような講師のペーパーティーチャー説明会の開催や各大学への訪問活動を計画している。大学訪問では、教員採用試験に不採用であった大学生向けに講師募集の説明会を開催する。今後、退職校長会とも連携しながら人材発掘に努めていきたい。

宮本しづえ委員

産休よりもはるかに病休のほうが多いと思うため、本県の教員不足の深刻な実態を踏まえて、必要な国への要望もぜひ続けてほしい。そしてそれを講師で充てようとするとう講師不足の問題はいつまでたっても解消しないため、正規で採用できる仕組みに見直しを求めていると思う。要望として述べておく。

先日、発達障がいについて10年前6.5%だった割合が直近で8.8%になっていると文部科学省が発表した。これは全国の積み上げだと思いため、本県の実情を聞く。

特別支援教育課長

本県においては平成30年度に調査を実施しており、小中学校は6%、高等学校は2.4%との結果だった。小中学校の数値の上昇は、配慮が必要な子供の存在の認知度が学校現場において上がっていることが要因と捉えている。例えば、全国でも特別支援学級や通級指導教室の設置率が2.5倍に増加していることを踏まえても、認知度が上がったことで割合が増えたと捉えている。配慮が必要な子供については、学校できちんと指導ができるように配慮しながら支援をしていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

今の課長が説明した県内の数値は平成30年度とのことだが、国がどのような調査をして、この数値を発表したのかである。捉え方が違っているとすれば、意味合いがまた変わってくるため、本県が6%の状況との理解ではもうないだろうという気がするが、そこはどのように捉えたらよいか。

特別支援教育課長

この調査は、全国で抽出調査という形で行われている。文部科学省から、学習や行動面の困難さなどの項目が示されており、その項目を各学校の教員が該当する児童生徒についてチェックをしていく形で、この数値を出している。全国の小中高各600校を抽出して調査されており、本県においても、小学校6校、中学校11校、高等学校13校、計30校がこの調査の対象となった。以前本県で行った調査も同様の形式で調査しており国との齟齬は無いと認識している。先ほども説明したとおり、教員が配慮し支援をしなければならないという意識が高まっていることが、この数値の上昇につながっていると考えている。

宮本しづえ委員

この30校について、県は独自に分析していないのか。県内の状況について、全国と同じような数値を算出していないか。

特別支援教育課長

この30校について、国からどの学校に調査するか連絡は県に入っているが、各学校がどのような回答であったかは把握できていない。国が述べている分析結果については、県も同じ認識である。

宮本しづえ委員

つまり今回の調査については、県独自の数値が出てくるわけではない。発達障がいについての認知度が高まり、特別な支援が必要な子供であるとの認識に立つことによって個別の支援計画もつくられることになるため、発達障がいの割合が増えていることをしっかり認知することが非常に重要である。そのことを出発点にしながら、必要な個別支援計画に基づいた適切な支援が行われる必要があると思う。県の今の体制と全国的に割合が高まっていることを前提にして、どのような対策が必要かという支援体制の見直しもぜひ図ってほしい。県内の状況について、もう少し実態が分かれば学校に必要な支援は何かが出てくると思う、

一般論として8.8%、1割近いということは、30人学級の3人近くになり、やはり割合は高いと思う。それなりの支援体制がなければ教員は対応し切れないため、支援員のことも含めて、適切に対応するためにしっかりと支援体制を取るようよろしく願う。

三村博隆委員

教育長説明にあったふくしま学力調査の結果については、まだまだ底上げが必要との印象で聞いていた。その結果を踏まえて、学力向上対策会議を開き、宮城教育大学と義務教育課研修支援チームで共同開発した分析ツールを活用したとのことだが、具体的にどのようなものか。

義務教育課長

分析ツールについて答える。

まず、今年度から初めて前年度調査との比較が可能になり、子供たち一人一人の学力の伸びが数値化された。この学力の伸びをグラフ化し、可視化したものが分析ツールである。例えば、国語の学力レベルがとても高い子供でも、伸びを見ると少ないことなどが可視化できる。この前の学力向上対策会議でも、分析ツールを活用して一人一人をしっかりと見て、個別最適化された学びになるように支援していくよう、59市町村と共通理解を図ったところである。

三村博隆委員

データは市町村や学校に提供して活用してもらうのか。活用方法について聞く。

義務教育課長

この分析ツールについては全ての学校に送付しており、各学校の担任がツールを使って、自分の受け持っている子供たち一人一人のレベルと伸びを可視化して、分析を進めているところである。それを基にして学力を大きく伸ばした実践例を取りまとめ、学力の伸びを引き出した学校の取組事例集の第1弾を既に発行しているため、第2弾を発行し全県に周知していきたい。

佐藤義憲委員長

宮本委員の先ほどの質疑に対する答弁を財務課長に求める。

財務課長

農業高校の実習費、餌代についてであるが、当初予算では3,100万円の予算を積んでいる。今回の実績見込額は4,600万円で、約5割の増加である。要因としては先ほど述べた輸入飼料に頼るところが大きく、実際の価格引上げの原因になっていると認識している。